

(趣旨)

第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、[第2条](#)に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、市長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光部松本城整備課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に[松本市殿村遺跡調査指導委員会設置要綱](#)等を廃止する告示(令和7年松本市教育委員会告示第12号)第5号の規定による廃止前の国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱(平成29年教育委員会告示第17号。以下「旧要綱」という。)の規定により国宝松本城天守耐震対策専門委員会の委員に委嘱されている者は、[この告示第3条第2項](#)の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期は、旧要綱の規定に基づく委員として委嘱された日から起算する。